

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ◆ 貸倒引当金の個別評価繰入

Q：債権償却特別勘定が貸倒引当金に含まれることになりましたが、貸倒引当金への繰入限度額の計算はどのようにするのでしょうか。

A：個別評価貸金として、従来の債権償却特別勘定の設定基準で見積もった金額が繰入限度額になります。

### 【解説】

債権償却特別勘定が貸倒引当金制度に含まれたのに伴い、貸倒引当金の繰入限度額は、期末貸金を個別に評価する貸金と、一括して評価するその他の貸金とに区分して計算し、両者の金額を合計することになります。従来の債権償却特別勘定が、個別に評価する貸金として貸倒引当金に組み入れられたわけです。

その個別評価貸金の貸倒引当金への繰入限度額は、従来の債権償却特別勘定の設定基準と同じですが、これまで「一部回収不能見込貸金」を債権償却特別勘定へ繰り入れる際に行っていた税務署長への認定申請は不要となり、「一部回収不能見込貸金」については、納税者側の判断で貸倒引当金への繰入れが可能になります。

一方、一括評価のその他の貸金については、法定繰入率が廃止されたので、過去3年間の貸倒実績率を乗じて貸倒見込額を計算することになりますが、平成10年度から14年度までについては、実績繰入率に代えて所定の漸減率を適用できる経過措置が設けられています。ちなみに、中小法人については、従来通りの法定繰入率を適用できます。

